

中央教育審議会大学分科会大学院部会（第123回）

学修成果の可視化に関する国際的な状況について

2026年2月19日

上智大学 杉村美紀

発表の流れ

1. 学修成果の可視化をめぐる論点
2. 学修成果の可視化に関する国際的な議論
 - (1) 国際的な議論の観点と日本の特徴
 - (2) 質保証の国際的連携
 - －学修成果および評価に対する取り組み
 - －学位資格認証をめぐる協定・規約
 - －多国間の共通質保証基準
 - (3) 国際通用性と国内の質保証の連動－ASEANおよびマレーシアの事例－
3. 大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」十個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

研究力の強化

産業界との協力・連携

地域への貢献

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

- 個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを超えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを超えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全般的な教学マネジメントの確立
→ 各大学の教學面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
・ 教育成果や大学教育の質に関する情報
の把握・公表の義務付け
→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し
(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)
- 認証評価制度の充実
(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築



国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的效果を含めた効果を享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

-
- 教育・研究コストの可視化
 - 高等教育全体の社会的・経済的效果を社会へ提示

-
- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

学修成果の可視化をめぐる議論

● 文部科学省（2019）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」における学修成果の可視化についての指摘

- 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定
- 各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていく。
- 大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報公表を促進する。

学修成果＝教育成果の可視化

【参考①】

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等（大学教育の質に関する情報）
- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況等

学修成果の把握や活用、公表

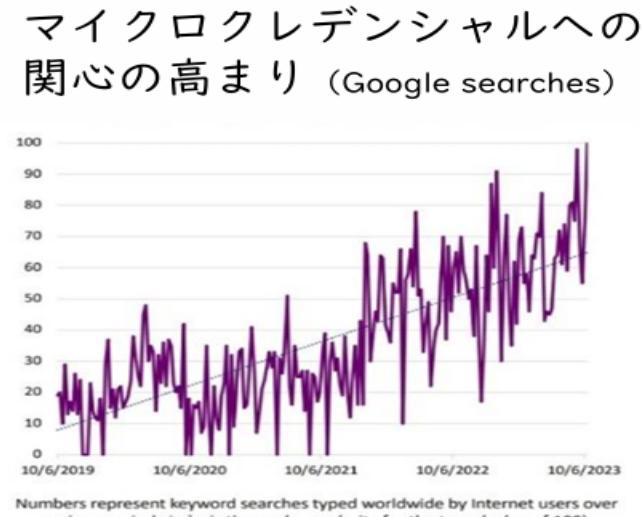
【参考②】

- ・ アセスメントテストの結果
TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価等（大学教育の質に関する情報）
- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況、教員の業績評価の状況

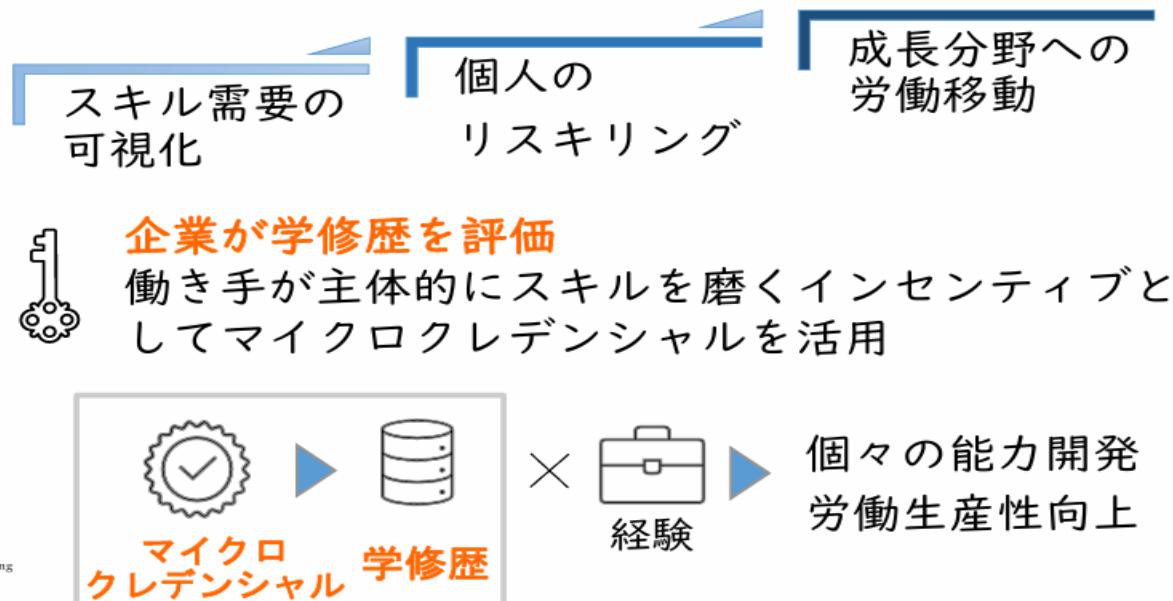
日本経済団体連合会 (2025)

「2040年を見据えた教育改革－個の主体性を活かし持続可能な未来を築く－」

- 学歴社会から学修歴社会へのマインドチェンジ
 - 官民一体でリスクリキングのギアを引き上げ、付加価値労働生産性を向上
 - 成長に必要なスキル需要を可視化、円滑な労働移動と持続的な成長を実現
 - 大学や民間教育事業者等が、学修成果を可視化（マイクロクレデンシャル^(注)）、学位利用も含めその活用を促進
 - 企業は、学修歴を評価する採用・雇用体系への転換



出所 : Andreas Schleicher, OECD Director for Education and Skills, Summit 2024 Belgium, Session 3: Enabling everyone to develop the skills for new opportunities



注: 学位よりも細かく区切られた学修単位の教育プログラムであり、大学や民間組織などの主体がその学修成果を認証しているもの。

出典：日本経済団体連合会「2040年を見据えた教育改革～個の主体性を活かし持続可能な未来を築く～」| 2025年2月

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）における大学院教育への期待

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

③大学院教育の改革

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能76を担っている。そのため、高等教育の中でもとりわけ大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在である。

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後18歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの修士・博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現が欠かせない。（略）

大学院における「新たな評価」に向けて検討すべき評価の視点【何を評価するか】

留意すべき事項

- ・学生のキャリアパスや受け入れ学生の特性
- ・成果指標を導入する際の対象学生数の大小による影響
- ・国際的な評価機関による評価との関係
- 等

① 最低限の質保証に関するもの

- 大学院設置基準・専門職大学院設置基準、細目省令等に基づく法令適合性や、教学に係る規程やシステムの有無 等
※現行の細目省令における評価項目・基準をベースに、評価負担を考慮し削減・重点化してはどうか。
※教育課程連携協議会における、教育課程の改善の取組も重要ではないか。【専門職学位課程】
※試験資格と連動する分野（例：会計、臨床心理）における質保証に留意すべきではないか。

② 修了者の成長に関するもの

- 「学位にふさわしい能力」が社会的に分かりやすい形で示されていること
- 在学中の学生が自身の成長を実感していること、また教育研究指導体制に満足していること
- 学位を円滑に授与していること
- 学位を得た者が、大学院で身に付けた素養をもって社会で活躍していること 等
※学位審査の課程で能力や成長の確認を行っている大学院において、改めて学生の「伸び」を社会や修了者・学生本人に伝わる形で可視化する必要があるのではないか。
※例えば、就職先等出口側からの評価、社会における活躍状況についての評価などを参考にしてはどうか。

③ 研究指導を含む教育環境に関するもの

- 大学院のビジョンに沿った研究成果の創出のための環境や教育研究実施組織等、十分な体制の下で教育が行われていること
- 学生が十分な時間を学修に割いていること
- 論文執筆や国際学会での発表等の機会が十分に与えられていること
- 双方向授業、事例研究、現地調査などの実施体制等の分野固有で求められる教育環境が整備されていること 【専門職学位課程】
- 上記の状態が継続される見込みがあること 等

→ これらを表すためにどのような指標が考えられ、そのためのデータをどのように収集すべきか

※評価の主体、評価単位、評価手続、評価結果の公表・活用（評価負担の軽減、インセンティブの付与等）については、学部段階における議論も踏まえながら検討が必要

学修成果の可視化をめぐる論点

1. 制度としての質保証

設置基準への適合性

教育・研究指導をめぐる環境整備

2. 学修歴証明の可視化

3. 学修活動の内容・目標及びその結果（伸長度）の可視化

学生、修了者の学びや教育研究活動の評価に関するもの

4. 学修成果と国際通用性のある質保証

高等教育の質保証と国際的な議論の観点

- 大学の評価や質保証と「国際」に関わる議論には、2つの観点がある。（米澤、2020）
 - 1) ある国の高等教育における評価や質保証のあり方が「国際的」な水準を満たしているかどうか。
 - 2) 評価や質保証のあり方が、学習者の国際移動や国境を越えた高等教育の展開に結びついているかどうか。



国際的な議論をめぐる日本の特徴

日本では1)についての議論は多い。しかし、水準を満たしていることが学習者の国際移動（受け入れ、送り出し）や国境を越えた高等教育の展開に結びついているとは必ずしもいえない。



国際通用性を考慮することが、人材育成・確保を含めた人材の流動性にどうつながるか。
特に大学院における教育研究活動には国際高等教育との連携が不可欠。

学修成果および評価に対する取り組み例

- OECDの批判的思考力と創造性に関する高等教育の学修成果の可視化プロジェクト（2019-2023）
- アメリカ大学協会（AAC&U）によって開発された大学の学修評価のための16のバリュー・ルーブリック－アメリカのリベラルアーツ教育のための学修評価研究
- 大学のIRやプログラム・授業における評価

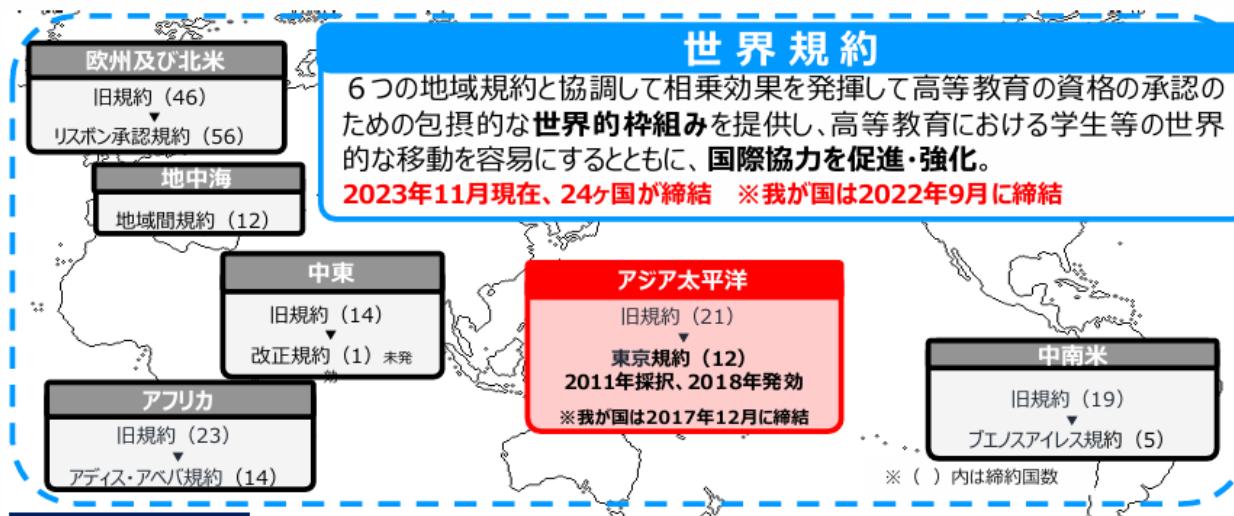


国際通用性との関係でこれらの学修成果および評価の取り組みをどのように考えるか

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択（いずれも発効済）。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を發揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択し、2023年3月に発効。



主な内容

- 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。（第3条）
- 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格（オンライン学習等を通じて取得された資格を含む）を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。（第4条～第6条）
- 各締約国は、公式の「国内情報センター」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。（第8条）

(注) 日本国においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当

締約国（2023年11月現在）

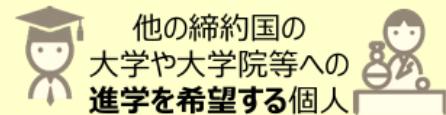
※ユネスコの地域グループによる分類

西欧及び北米	ノルウェー、フランス、英国、スウェーデン、アイスランド、アンドラ、フィンランド
東欧	エストニア、ルーマニア、クロアチア、リトアニア、アルメニア、スロバキア
中南米	ニカラグア、キューバ、ウルグアイ
アジア太平洋	日本、オーストラリア
アフリカ	コートジボワール、カーボベルデ
アラブ	チュニジア、イエメン
その他	パチカン、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない。)

締結の意義

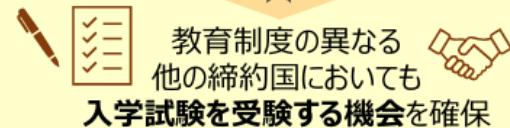
【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



他の締約国
大学や大学院等への
進学を希望する個人

資格の承認



教育制度の異なる
他の締約国においても
入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- 世界の各地域から我が国への
外国人留学生の受け入れに寄与。
- 世界の各地域への日本人学生の
海外留学の送り出しに寄与。
- 高等教育の国際化に対する我が国の
積極的な姿勢を内外に示すことができる。

東京規約（高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約）

概要

- ◆ 前身の1983年規約は、職業資格を含む等の問題点があったため、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- ◆ 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する目的で、2011年11月にユネスコの下、東京において本規約を採択。
- ◆ 我が国は2017年12月に締結し、本規約は2018年2月に発効。
- ◆ 2021年10月14日・15日に第3回東京規約締約国会議をオンラインにて日本主催で開催。
- ◆ 締約国会議は第4回（2022年11月、オンライン）、第5回（2023年11月、バンコク）を開催済。

締約国(R5.1月現在)

- 11+1ヶ国
(豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、斐ジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア、バチカン市国※パマネストオザーバー)

東京規約における高等教育機関の範囲

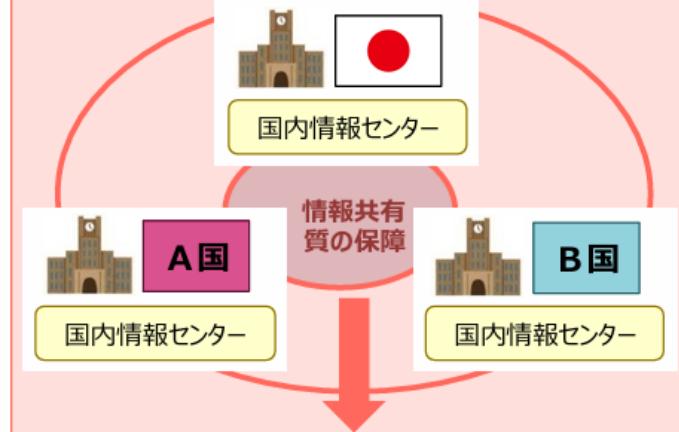
- | | |
|------------------|----------------|
| ●大学（含 専門職大学） | ●大学院（含 専門職大学院） |
| ●短期大学（含 専門職短期大学） | ●高等専門学校 |
| ●専門学校（農業大学校を除く） | ●省庁大学校※ |

※ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - ②部分的な修学（単位等）（第5章）
 - ③高等教育の資格（学位等）（第6章）
- 各国は国内情報センターを設立して情報を交換するとともに、自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要等についての情報を提供する（第8章）

資格の相互承認の仕組み



実質的な相違がない限り、相互に承認（又は評定）



課程の受講（入学資格等）
部分的な修学の承認（単位等）
資格の承認（学位等）



資格の承認がもたらし得るもの
・更なる高等教育を受ける機会
・学術上の称号の使用
・雇用の機会

共通質保証基準 —アジアにおける大学間交流の質の高い連携促進に向けて—

「キャンパス・アジア共通質保証プロジェクト」の一環として、日中韓三か国の質保証機関が協働して策定

中国教育部教育質評価センター（中国）

韓国大学教育協議会（韓国）

大学改革支援・学位授与機構（日本）

1. 目的設定と共有
2. 実施体制
3. カリキュラム
4. 学生の受入・派遣
5. 学習・生活支援
6. 学習成果
7. 単位互換・学位の授与
8. 継続的な質の向上

共通質保証基準は基本原則及び以下の基準1～8で構成。

大学間交流プログラムの自律的・継続的な質保証・向上の取組への活用が期待される。
特に内部質保証における国際通用性を意識する必要性。

アジアにおける高等教育質保証をめぐる動きーASEANの事例ー

- 国別の高等教育を対象とする第三 者評価の仕組みの整備と、アウトカム評価重視の方向性。
- 各国には、国別の資格枠組みであるNational Qualification Framework (NQF) が定められている。学位・資格について、学修量、学修成果、能力等を指標として学修の達成水準を段階的に分類する国単位の仕組みであり、学習者の教育の水準を示し、学位・資格の透明性を確保することを狙いとしている。
【NQFの開始年】
シンガポール（2003）、マレーシア（2007）、カンボジア（2012）、インドネシア（2012）、
フィリピン（2012）、ブルネイ（2013）、タイ（2014）、ベトナム（2016）
- ASEAN地域内には、学生と労働者の移動に伴い、教育資格の最終的な認証や比較を可能にする仕組みが求められてきた。

- ASEAN域内での学生移動に伴う学位・単位の互換性の確保に向け、各国の質保証の効果を共有し合うための横断的取組が進展。
- その仕組みの形成に当たり、学位等の取得に必要な知識・能力の一覧として国別に設定された「資格枠組み（National Qualifications Framework）」を基に、ASEAN共通の資格枠組みの設定も構想してきた。

ASEAN資格参照枠組み (ASEAN Qualification Reference Framework: AQRF)

- ✓ ASEAN加盟各国の職業訓練教育を含む教育資格の比較を可能にするASEAN共通の枠組で、資格の承認支援、教育や学習者、労働者のモビリティの促進、資格制度への理解の促進等を目的とする。
- ✓ AQRFは、欧州資格枠組み (European Qualifications Framework: EQF) を基につくられた。
- ✓ AQRFは、学修成果を8段階（レベル1～レベル8）に分類し、各段階で求められる「知識・技能」（Knowledge and Skills）及びそれらが適用される場面を示した「応用・責任」（Application and Responsibility）から構成されている。



Source: ASEAN Secretariat's elaboration based on information extracted from the ASEAN Integration in Services (2015) and ASEAN 2025: Forging Ahead Together (2015).

 The AQRF acts as a communication platform to explain qualifications systems of AMS, which enhances the mutual support between the national qualifications systems in ASEAN and the Quality Assurance Framework. The AQRF has the ability to empower workers and students to facilitate their mobility within ASEAN and beyond.

It also helps to create and deepen an ASEAN zone of trust that facilitate mutual recognition of skills and qualifications that can enhance mobility of jobs and qualified workers in the ASEAN labour market.

 The referencing of MQF to the AQRF offers great potential in strengthening the quality and profile of the Malaysian higher education system as it facilitates the interconnection and interoperability of the national system with other education systems on the basis of common regional understanding and trust.

AQRFに対するシンガポールとマレーシアからの反応

Source: AQRF (2018)

マレーシア資格枠組み (MQF)

マレーシア資格枠組み (MQF) に定められている資格・学位：種類とレベル

レベル	資格・学位の種類			生涯 教育
	技能教育	職業教育	高等教育	
8	マレーシアの高等教育は、8つのレベルで構成されています。各レベルは、技能教育、職業教育、高等教育の3つの分野をカバーしています。		博士号 (Doctoral Degree)	既習歴 ・実習歴 の認定 (APEL)
7			修士号 (Masters Degree)	
6			大学院サーティフィケート 大学院ディプロマ (Postgraduate Certificate & Diploma)	
5	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	学士号 (Bachelors Degree)	
4	ディプロマ (Diploma)	ディプロマ (Diploma)	グラジュエート・サーティフィケート グラジュエート・ディプロマ (Graduate Certificate & Diploma)	
3	技能サーティフィケート3 (Skills Certificate 3)	職業・技術サーティフィケート (Vocational and Technical Certificate)	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	
2	技能サーティフィケート2 (Skills Certificate 2)		ディプロマ (Diploma)	
1	技能サーティフィケート1 (Skills Certificate 1)		サーティフィケート (Certificate)	

(原典 : Malaysian Qualifications Framework: Qualifications and Levels. *Malaysian Qualifications Framework*. p.13)

※ 出典 : 大学評価・学位授与機構 (2014) 「マレーシア高等教育の質保証」

マレーシア資格枠組み（MQF）における学修成果の8領域

- 各資格・学位がMQFに準拠することにより、他の資格・学位との比較や認証（recognition）に際して参照されたり、学生の移動（留学等）が促進される。特に学修成果については、以下の8領域について、資格・学位ごとに求めるレベルを明示している。

- ①知識（Knowledge）
- ②実務能力（Practical Skills）
- ③社会性と責任能力（Social Skills and Responsibilities）
- ④有用性、態度、専門職性／専門職的意識（Values, Attitudes and Professionalism）
- ⑤コミュニケーション、リーダーシップ、チームワーク（Communication, Leadership and Team Skills）
- ⑥問題解決能力、科学的な思考能力（Problem Solving and Scientific Skills）
- ⑦情報管理能力、生涯学習におけるスキル（Information Management and Lifelong Learning Skills）
- ⑧経営能力、企業家的スキル（Managerial and Entrepreneurial Skills）

- 各資格・学位における学修成果は、教育の質や水準をみる際に参考されるとともに、カリキュラム設計、単位数の設定、学生の到達度の評価に活用される。
- また学修成果は、大学等の教育体系内での学修・実習以外を通じても到達できるとし、既習歴・実習歴の認定（Accreditation of Prior Experiential Learning : APEL）という評価・認定の仕組みにより、教育体系以外の学修・実習によって到達した学修成果を評価・認定できる点が特徴である。

マレーシアにおける高等教育における質保証の実施規範（Code of Practice）

- 高等教育の実践や基準を示したもの。MQAが主体となり、国際的な優秀事例を踏まえつつ、国内の利害関係者の協議を重ね、策定された。
- プログラム別アクレディテーション向けの「Code of Practice for Programme Accreditation (COPPA)」と機関別オーディット向けの「Code of Practice for Institutional Audit (COPIA)」の2種類

〔プログラム別アクレディテーション・機関別オーディットにおける質評価の領域〕

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ①ビジョン、使命、教育目的、学習成果 | ⑥教育資源 |
| ②カリキュラム設計・提供 | ⑦プログラムのモニタリング及び点検・評価 |
| ③学生の達成度評価 | ⑧リーダーシップ・管理運営 |
| ④学生の選抜・学生への支援サービス | ⑨継続的な質の改善 |
| ⑤教員 | |

* それぞれに、必ず充足しなければならない基準（Benchmarked Standards）については「must」、充足することが推奨される基準（Enhanced Standards）がある。

日本における教育資格枠組み（NQF）

【目的】 学位や資格を、国家による公式な認定制度の枠組みでレベル分けするもの。学習の達成水準や技能の難易度を分類し可視化することによって、学位・資格の透明性を高め、比較を容易にする。

【日本のNQF】 大学改革支援・学位授与機構が開発。中央教育審議会の審議（大学分科会（第181回）、高等教育の在り方に関する特別部会（第15回）合同会議、生涯学習分科会（第133回））を経て、文部科学省によって2025年に認められた。



この枠組みを国際通用性をもつものとして、海外の資格枠組みとどのように連動させ、かつ内部質保証との関連性も持たせるか。

レベル	教育資格	
8	博士 修士	
7	修士（専門職） 教職修士（専門職） 法務博士（専門職） 学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
6	学士 — 認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校 学士（専門職）	高度専門士 (*2)
5	短期大学士	準学士
4	短期大学士（専門職） 専攻科 2 年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部 専修学校専門課程 1 年制修了証書 専攻科 1 年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	専門士
3	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程 高等専門学校 3 年次修了証書 高等学校卒業程度認定試験合格証書	
2	卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部 中学校卒業程度認定試験合格証書	
1	卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部	

(*1) NIAD-QE が行う審査に合格した者のみ学士が得られる

(*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる

(*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

日本学術会議による提言「わが国の経営学大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて」のポイント

(1) 大学院制度の見直し

文部科学省をはじめ関係する省庁は、グローバルに活躍できる高度経営人材の育成と質保証の国際通用性を図る観点から、わが国の大学院制度を見直すべきである。ビジネス教育の分野においては専門職大学院でも実務上の課題に根ざしたテーマの研究指導や学位論文執筆を重視するなどして、将来的には学術と実務の融合・統合を目指す方向で学術大学院と専門職大学院の垣根を取り払い、学術と実務の両面性を持つ一つの大学院に発展的に統合することを検討すべきである。

(2) 認証評価制度の見直し

文部科学省をはじめ関係する省庁は、わが国の質保証システムの国際通用性を担保するため、認証評価を基準適合性から「学びの質保証(AoL: Assurance of Learning)」の重視へ移行すべきである。また重複感が強い機関別と分野別の評価を整理統合するべきである。認証評価機関に対して、評価基準改定や海外の評価機関との相互承認協定締結を求め、それを支援すべきである。

(3) 高度経営人材が活躍できる企業社会への移行

経営学大学院や担当官庁の努力だけで改善が難しい課題も多い。これら大学院や官庁の努力に呼応して、わが国の産業界も優秀な人材の活用を妨げている雇用慣行を改め、グローバルなビジネス環境に合わせて、経営学大学院が輩出する高度経営人材の能力を適切に評価し、その能力を発揮し活躍できる機会が与えられるように処遇すべきである。また、大学における学術研究が、将来の企業社会に必要な知を紡ぎ、有為な人材を養成していることを認識して、学術や高等教育の成果を企業活動に活かすためにも、経営学大学院の有効活用を検討すべきである。

(4) 経営学大学院教育の強化

わが国の経営学大学院は、将来の企業社会において必要とされるコンピテンスの明確化、その能力を涵養する教育プログラムの開発、当該教育を担える教員の確保に努めるべきである。

学修成果の可視化を大学院レベルで考える上での課題

1. 学習成果の可視化の論点をふまえ、制度としての質保証、学修歴証明の可視化、学修活動の内容・目標及びその結果（伸長度）の可視化、学修成果と国際通用性の各観点から質保証・質向上を考えること。
2. 学部以上に、大学院では国際高等教育の展開を視野にいれた人材育成が重視される。特に内部質保証において国際通用性をどのように担保するか。
3. 日本における評価を、国際的に信頼性・通用性のある制度として確立する必要性。
 - 各大学の独自性を尊重しつつ、国際的通用性のある共通基準を考慮する必要性。
 - グローバル化が急速に進展する中で、国際的基準をどこにおくか？
 - 留学生や研究者の人材流動に寄与する国際的通用性を考慮する必要性。